

6章. まちづくりの実現にむけて

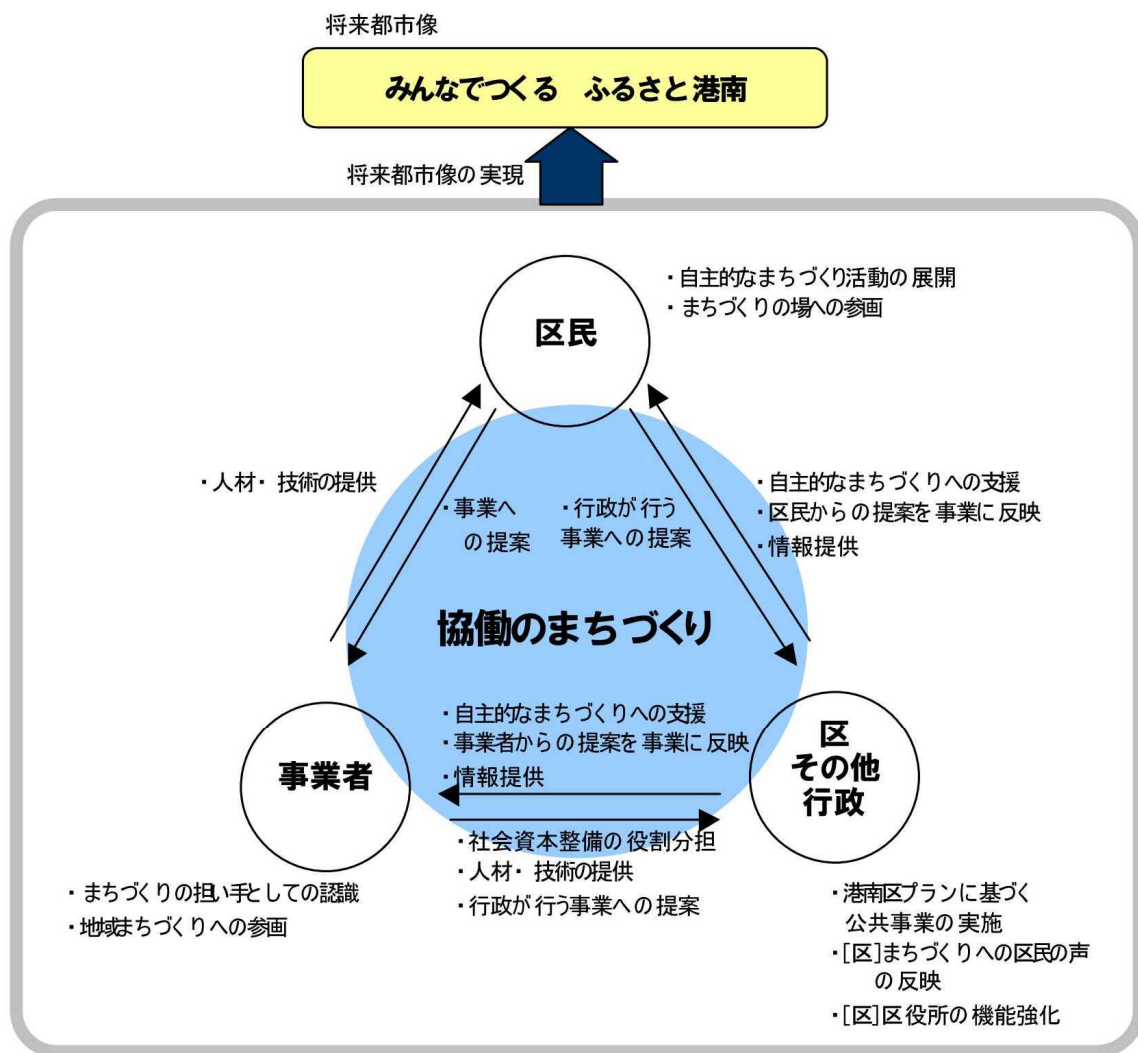
(1) まちづくりの主体と役割

- ・港南区の将来像「みんなでつくるふるさと港南」を実現するため、区民と事業者、行政が、相互に協力・連携し、協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- ・そのため、区民と事業者、行政それぞれがまちづくりで果たすべき役割を認識し、相互に理解しながら主体的にまちづくりを展開していく必要があります。

※「区 民」：区民(個人)、自治会町内会、区民会議、地区社会福祉協議会、商工会、関係まちづくり団体、市民活動団体、NPO等

「事業者」：開発行為等を行う事業者、商・工・業務等を行う事業者、公益法人等

「行 政」：横浜市や港南区、及び国や県（港南区内で全市プラン、港南区プランに関わる事業を行う主体）



1) 区民の役割

(区民一人ひとりの役割) 地域のまちづくりの主役である区民は、「自分たちのまちを自分たちでつくる」という意識を持ち、自主的にまちづくり活動を展開します。

※まちづくり活動例：敷地内緑化、周辺の街並みに配慮した住宅のデザインの採用等

(まちづくりの場への参画) 区民は、日頃からまちづくりに関心を持ち、様々なまちづくり活動の場に積極的に参画していくことが求められます。また、これからのまちづくりにおいては、区民も公共サービスの担い手としての役割を認識し、まちづくり活動に参画します。

※川のクリーンアップ、ハマロード・サポーター、公園愛護会

(地域の一員としての役割) 区民は、地域が抱えている様々な課題について、様々な意見や立場があることを理解した上で合意形成を図り、地域独自のルールづくりをしてまちづくりを実践していきます。

※地区計画、建築協定等

(協働のまちづくりを進めるための役割) 区民は、事業者や行政が行うまちづくりに関する事業に対して区民の目から見た提案をすることにより、事業者や行政と連携・協力して地域のまちづくりを進めます。

※地域まちづくり支援制度、ヨコハマ市民まち普請事業、協働事業の提案支援モデル事業の活用等

2) 事業者の役割

(まちづくりの担い手としての認識) 事業者は、地域の重要なまちづくりの担い手であるとともに、事業者が行う事業がまちづくりに多大な影響を与えることを認識します。

(地域のまちづくりへの参画) 事業者は、従来の事業活動等を通じて、社会資本の整備等による地域社会への貢献により、地域のまちづくりに積極的に参画します。

(地域のまちづくりに配慮した開発行為の実施) 港南区内で開発事業を行う事業者は、市の条例や要綱、または地域のまちづくりルールを遵守し、さらに周辺の環境に配慮した事業を行いません。

(協働のまちづくりを進めるための役割) 事業者は、社会資本整備の担い手として、行政との役割分担により、効率的に公共施設等の整備・充実を推進することが必要です。また、事業者が持つ人材や情報、技術等の活用により、区民や行政と連携・協力して、協働のまちづくりを進めます。

※協働契約、PFI、資金、人材、技術等の活用

3) 行政の役割

(公共事業の実施) 行政は、港南区プランに位置づけられた事業を、緊急性や優先順位等に配慮して実施するとともに、事業内容に応じて区民意見を事業に反映させます。

(自主的なまちづくりへの支援と情報提供) 行政は、区民や事業者の自主的なまちづくり活動の支援を行うとともに、行政が実施する事業やまちづくりに必要となる情報を積極的に提供します。

(協働のまちづくりを進めるための役割) 行政は、公共事業への民間活力の積極的な導入や、区民や事業者からの提案を事業に積極的に反映させるなど、区民や事業者との協働のまちづくりを進めます。

(区役所の機能強化) 行政の中でも特に区民に身近な公共サービスを提供する区役所は、多様な区民の声を絶えず把握するとともに、地域の問題解決に向けた市の政策に積極的に反映させ、区民と一体になったまちづくりを進めるために、区役所機能の強化をさらに進めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

(まちづくりのための情報の提供) 地域のまちづくりの活動を推進するため、これまで行政が蓄積してきた地域の情報を、従来の広報・広聴活動の充実等により積極的に区民に提供します。また、行政は、区民や事業者が持つ情報を積極的に収集し、それをみんなが活用しやすいように提供していきます。

※(施策事例) 行政職員の出前講座、まちづくりに関する区民意見の収集・整理、行政機関同士の連携強化

(まちづくり情報や区民交流の場づくり) まちづくりの情報の収集や共有を促進するため、新しい意見交換の手法の構築などにより、区民と行政、または区民同士の意見交換の場づくりに努めます。

※(施策事例) ひまわりタネット、連合町内会長連絡協議会等を利用した意見交換の場づくり

(まちづくりのネットワーク強化のための拠点づくり) 区内各地区で行なっているまちづくりの活動を区全体に発展させるため、区民と事業者、行政が、相互に活動状況を把握したり、意見交換を行うことができる環境づくりに努めます。

※(施策事例) 港南区市民活動支援センターなどの活動拠点の整備、区民の活動・情報拠点の設置等

(地域のまちづくりを支える人材育成の支援) 地域のまちづくりを支える人材を育成するために、区民の情報収集力や分析力を高めるための相談・支援に努めます。

※(施策事例) 街のアドバイザー、市民活動コーディネーター講座、地域まちづくり支援制度等、行政の相談・支援機能の充実(窓口対応、学習会・講座の開催等)、専門家の派遣

(地域の实情に応じたまちづくりの推進) 区民や事業者の地域での自主的なまちづくりを推進するため、地域の特性やまちづくりの活動の進捗状況等にあわせた支援に努めます。

※ (施策事例)

<活動初期>まちのルールづくり(地区計画、建築協定など)に関する説明会の開催、まちづくりのための学習会や講座の実施等

<検討期>まちのルールづくりやまちづくり計画の作成のための技術的支援(現況把握→問題解決のための方策検討→まちづくりの構想検討→具体的事業の検討)等

<実施期>事業実施のための支援(資金、技術等)、港南区プランに基づくモデル事業やまちづくり計画としての位置づけから地区プラン化への支援等

(地区プラン等の策定) 今後、より身近な地域で具体的にまちづくりを推進することが必要な地区や、地域から計画的なまちづくりの実施の機運が高まった地区については、「地区プラン」や「地域まちづくりプラン」等を適宜策定します。

(3) 港南区プランの見直し・充実

- ・港南区プランは、区民や事業者、行政のまちづくりへの意識の変化や、社会経済状況や基本条件が大きく変化した時には、適宜その内容について見直し・充実を図ります。